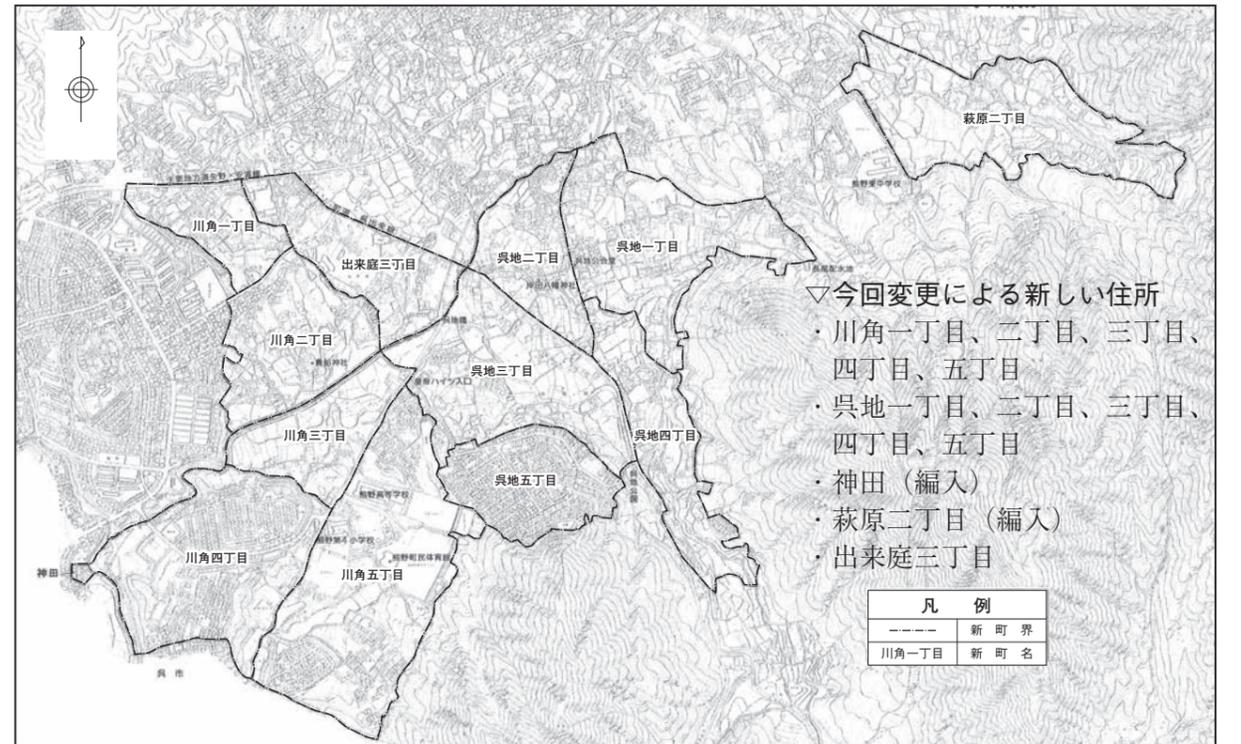


11月22日(月)から 第4次住居表示が実施されます

11月22日(月)から川角、呉地、出来庭の一部、萩原の一部、神田の一部およびその周辺地区が、住居表示による新しい住所の表記に変更されます。これにより、現在よりも場所を特定しやすくなります。新住所に慣れるまで多少の混乱などもあるかと思いますが、皆様のご理解、ご協力をお願いします。



- ▽今回変更による新しい住所
- ・川角一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目
 - ・呉地一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目
 - ・神田（編入）
 - ・萩原二丁目（編入）
 - ・出来庭三丁目

凡 例	
-----	新 町 界
川角一丁目	新 町 名

住居番号の 設定・変更・廃止届出の 手続きについて

住居表示を実施した区域内で建築などをする人は、次のとおり届け出てくださいます。

- ▽事由
- ・建物を新築する場合
 - ・建物を増築、改築、建て替える場合
 - ・玄関の位置や道路までの通路を変更する場合
 - ・門の位置を変更する場合
 - ・建物を撤去する場合

- ▽添付図書
- ・位置図（現地案内図）
 - ・公図の写し（新築、改築、建て替えの場合のみ）
 - ・建物配置図（主な出入口および門の位置と経路を記入）
 - ・建物平面図

※新しく住居番号を付ける場合は、申請から約10日

ほどかかる場合がありますので、ご了承ください。※届出用紙は建設課にあります（町ホームページからもダウンロード可能）※届出（申出）人の記載は自筆以外（ゴム印、ワープロなど）の場合は、社印または認印を押し印の上、届け出てください。

新しい住所が記載された通知書と住居番号プレートは、後日、建設課で届出人へお渡ししてありますが、郵送での受け取りを希望する場合は、120円切手を貼った返信用封筒（定形外）に返信先を記載の上、届出を行ってください。

なお、一度に複数件の届出をする場合は、120円分の切手では郵送料金不足になる場合もありますので、封筒に朱色で「不足分受取人払い」と記載の上、届け出を行ってください。

建設課 ☎ 820・5607

11月は「児童虐待防止月間」です

- ▽平成22年度 児童虐待防止月間標語 「見過ごすな 幼い子どもの SOS」

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加しており、特に、子どもの生命が奪われるなど、重大な事件も後を絶たない状況において、児童虐待問題は社会全体で早急に解決すべき重要な課題となっています。そのため、虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの自立に至るまでの、切れ目のない総合的な支援が必要です。

- 子どもの虐待 子どもの虐待は大きく分けて4つのタイプがあります。
- ▽身体的虐待：殴る、蹴る、溺れさせる、たばこの火を押し付ける、異物を飲ませ

る、戸外に締め出すなど

▽性的虐待：性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど

▽ネグレクト：家に閉じ込める、食事を与えない、病

気やけがをしても病院に連れて行かない、ひどく不潔

のままにする、自動車内や家に置き去りにするなど

▽心理的虐待：言葉による脅し、無視、きょうだい間の差別的扱い

●虐待に気付いたら 虐待を疑ったり、発見したときは、相談窓口

に連絡してください。その情報が間違いないと責任を問われることはありません。

秘密は厳守します。地域の中で親が安心して子育てできるように支援していきま

- ▽相談・通告窓口：民生課 ☎ 820・5635、広島県西部子ども家庭センター ☎ 254・0381

(民生課)

交通遺児等（育成資金）貸付と介護料の支給について

●交通遺児等（育成資金）貸付 自動車事故によって死亡または重度後遺障害者になられた人のお子さん（0歳から中学校卒業まで）に対し、育成資金を無利子でお貸しします。



- ▽貸付金額：はじめに一時金15万5千円、毎月2万円入学支度金（小・中学校入学時）4万4千円
- ▽貸付期間：貸付が決定した月から中学校卒業の月まで
- ▽返済期間：中学校卒業後1年間据置いた後、月賦または半年賦併用による20年以内の均等払い。ただし、高校、大学などへ進学した場合、在学中は返済が猶予されます。

▽返済期間：中学校卒業後1年間据置いた後、月賦または半年賦併用による20年以内の均等払い。ただし、高校、大学などへ進学した場合、在学中は返済が猶予されます。

(福祉課)

		支給月額	
特I種	定 額	68,440円	
	上限額	136,880円	
I種	定 額	58,570円	
	上限額	108,000円	
II種	定 額	29,290円	
	上限額	54,000円	

▽支給期間 申請を受理した月から介護料を支給すべき事由が消滅する月まで

☎独立行政法人自動車事故対策機構広島主管支所 ☎ 297・2255

農業祭開催

次の日程で農業祭を開催します。

時11月28日(日)午前9時～午後3時

所町民会館



農林産物品評会の 出品受付

時11月27日(土)午前9時半～11時半

農家の皆さんや家庭菜園をされている人のたくさんの農林産物の出品をお待ちしています。

☎農業祭実行委員会事務局（都市整備課内） ☎ 820・5608